

民生児童委員

町内で十九人が活動

社会福祉活動の第一線で活動されている民生児童委員は、次の人となります。

民生児童委員の(担当地区、住所は次のとおり。(敬称略)

〈物集女〉

▽藤田良一 (1)物集女全線(野村証養寮付近を除く。)(2)物集女小字御所海道四(四辻の北西かど)

〈寺戸〉

▽青山三三 (1)寺戸小字港川、西田中瀬、東田中瀬、久々相修理式。(2)寺戸小字西田中瀬六(阪急駒込東へ二五〇号)

▽丸谷千代造 (1)小林住宅大牧師地。(2)寺戸小字大牧二四の二五
▽西田野郎 (1)寺戸小字二枚田、岸ノ下(阪急駒込)、(2)寺戸小

字岸ノ下二五の二九(日陶製菓東線)

▽小林久恵 (1)寺戸南地区、(2)寺戸小字権ノ木四(国鉄殿長ノ木一ト東線)

▽稲本照子 (1)西山学園西府道以北、寺戸公民館前渡路以南、(2)寺戸小字南垣内五九(丸窓四辻の南東かど)

▽石井テール (1)寺戸小字中垣内、西垣内、(2)寺戸小字西垣内二(丸窓四辻西へ二二〇号)

▽西村ヤスヨ (1)寺戸小字山手手瓜生、(2)寺戸小字山手二〇の六四(東急駒込東線)

▽長谷川トシ栄 (1)寺戸北地区(野村証養寮付近を含む。)(2)寺戸小字中垣内一八(駒込寺西線)

▽岡崎由紀子 (1)寺戸小字権原、上田住宅団地、田中禮団地、(2)寺戸小字向畑四九の一(寺戸公民館向い)

〈森本〉

▽清水シヨ (1)森本(小字下森本を除く。)、寺戸小字久々相(国鉄東側のみ。)(2)森本小字東ノ口二〇(新幹線西側)

▽菊地徳子 (1)森本小字下森本、上森本(小林住宅団地のみ。)(2)森本小字下森本四七(生感西店西入る)

〈鶏冠井〉

▽山本サツカ (1)鶏冠井北地区、(2)鶏冠井小字御殿敷六一(生馬魚沼西入る、杉本昌江方)

▽藤田千代 (1)鶏冠井南地区、(2)鶏冠井小字柳ノ内三五(五十妻商店南入る)

▽西向日 (1)西向日全線、(2)小林正雄 (1)西向日全線、(2)植野小字南開二の一〇(鈴木医院向い)

▽山本静 (1)民事務所前渡路以北、(2)上植野小字南小路一三(豊弘寺)

▽水井文一 (1)区事務所前渡路以南、(2)上植野小字南小路三三(木ノ山たけ商店南入る)

▽向日 (1)向日全線、(2)向日小字南山一(向日神社南隣、理髪店)

▽向日台 (1)向日台団地全線、(2)向日三三種四〇六号

▽魚田英寿夫 (1)向日台団地全線、(2)向日三三種四〇六号

※お問い合わせは、民生課へ。

行政相談を

国の行政に関する不平等、不当処分等の困りごとや苦情を解決するためのあせんを無料で、また秘密を守り、親身にお世話を行政相談員が町におかれています。

今あなたの胸に思っていること、たとえ論議の機関の行政事故、公団、公社、公庫の事業団体のほか、お役所仕事についての困りごとを納得のいかないことをご連絡な申し出て、ご相談ください。

京都行政監察局行政相談委員
青山三三氏 (向日町大字寺戸小字西田中瀬六、阪急東向日町駅東へ二五〇号)

電話(九二二)〇二五六
◎毎月第二火曜日は、公民館に出席相談しています。

引揚者に特別交付金

外地よりの引揚者やその遺族に特別交付金が支給されます。次に該当する人は、民生課で請求の手続きをしてください。

①外地に疎戦日(昭和十一年八月十五日)まで、引揚者一年以上生活の本拠をもっていて終戦後引揚けた人。
②終戦前に疎用出張先で本拠滞在中に終戦のため外地へ引揚けた人。

③南洋群島、フィリピン諸島の交換船による引揚者。
遺族請求の場合は配偶者、子、父母、孫の範囲に請求資格があります。

特別交付金は一万四、十六万円(遺族は七割相当)で支給されます。八年以上の人は一万四(遺族は七割)加算されます。

夏休みです。夏休みのため体力の消耗や食中熱にかかることが多く、健康管理に十分注意してください。

また、こどもたちの水の事故が多いと見えます。親は、小さなこどもから常に目を離さないように、そしてこども同様に水遊びや泳ぎに行かないよう、おたからや、いじまかせてください。(和)

夏休みです。こどもたちの水の事故から守りましょう。



請求期限は昭和四十五年三月末までです。わからない点がありましたら、民生課にどうぞ。

町道舗装のおたすねに回答

西向日住宅地(阪急西向日町駅東側以南駒込までの間)の町道舗装は、向日町町道舗装五か年計画に基づき四十五年夏までに実施する予定です。(建設課)

編集室から

毎日きつい暑さがつづいてい

夏は、暑さのため体力の消耗や食中熱にかかることが多く、健康管理に十分注意してください。

また、こどもたちの水の事故が多いと見えます。親は、小さなこどもから常に目を離さないように、そしてこども同様に水遊びや泳ぎに行かないよう、おたからや、いじまかせてください。(和)

たばこは町内で買いました

向日町では、毎年八月、十月を「たばこ消費税増徴月間」と定めています。皆さんがお買いになる「たばこ」には「たばこ消費税」という税が含まれ、市町村に納められています。この税は、皆さんがお買いになる「たばこ」の一年間で五十万円程度の税が町に納められます。

この「たばこ消費税」が、道路、川、下水道、その他皆さんの生活環境の向上のための役割を果たしています。

皆さんがお買いのとき、お帰りのとき、またご贈答のときは、ぜひ「たばこ」を向日町内でお買いになり、この「たばこ消費税増徴月間」に協力ください。